

令和6年度

# LED 防犯灯補助制度 ガイドブック

枚方市防犯協議会  
事務局：枚方市危機管理政策課  
TEL:072-841-1147  
FAX:072-841-1588  
kikikanri@city.hirakata.osaka.jp

# 目次

1. 趣旨.....	1
2. 補助制度.....	2
(1) 制度内容.....	2
(2) 制度適用日.....	2
(3) 制度対象の防犯灯.....	3
(4) 取替補助制度の予算について.....	3
(5) LED化補助制度の予算について.....	3
3. 申請手順の手順.....	4
4. 質疑応答集.....	6
5. 故障時の対応フロー等.....	12
(1) フロー.....	12
(2) 関西電力への連絡方法.....	13
6. 各支部における取替補助制度の予算.....	17
7. 該当支部におけるLED化補助制度の予算.....	18
8. 申請書様式(1・2・3・4).....	19

**このガイドブックは「枚方市防犯協議会」のホームページで  
ダウンロードできます**

**<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kikikanri/0000035284.html>**



## 1. 趣 旨

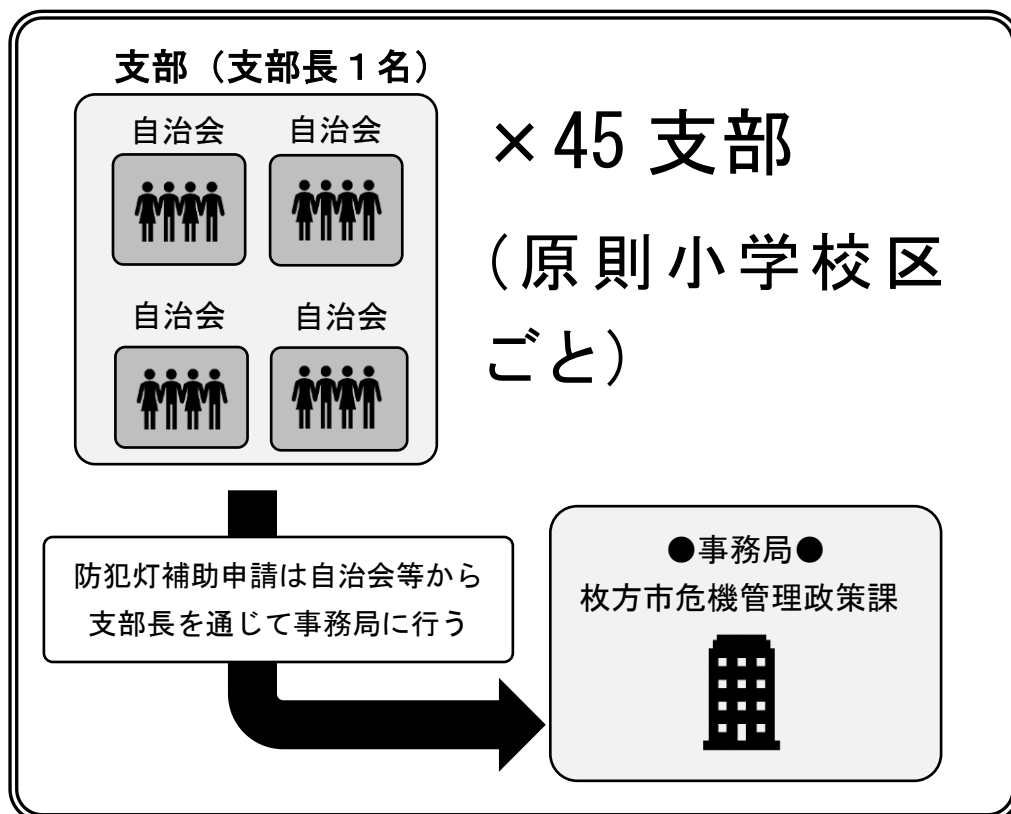
枚方市内の防犯灯については、自治会等の地域住民が行っている防犯パトロールや見守り活動等とともに、地域防犯活動の一つとして、自治会等で設置・管理をしていただいています。

これらの取り組みに対して、枚方市ではこれまで、防犯灯の新設費用や電気料金について、枚方市防犯協議会（下図参照）を通じて自治会等への補助を行ってきました。また平成 25 年度から平成 29 年度にかけて LED 化した防犯灯の経年劣化に対応するため、令和 4 年 11 月、LED 防犯灯の取替・修繕に対する補助メニューを加えました。

この補助制度を運用する中、現在も蛍光灯等の防犯灯が存在することが判明したことから、令和 5 年 4 月～6 月に全自治会等に対しアンケート調査を行ったところ、蛍光灯及び水銀灯の防犯灯（約 250 灯）が地域で維持管理されていることが確認されました。

この結果を受け、電気料金や環境負荷の低減等を図る観点から、今回、新たに蛍光灯等の防犯灯の LED 化を補助メニューに加え、さらなる防犯灯 LED 化の促進を図り、安全安心なまちを維持向上させるものです。

### 枚方市防犯協議会 構成



## 2. 補助制度

### (1) 制度内容

枚方市防犯協議会の各支部において、従来の「新設」補助制度、令和4年11月より開始した「取替」・「明暗センサーの修繕」の補助制度に加え、新たに蛍光灯等を対象とした「LED化」の補助制度を設けました。

補助	現行	変更後
取替	・ 1灯上限 22,000円 年間の予算配分：17ページ記載 一覧表のとおり	変更なし
明暗センサーの修繕	・ 1灯上限 5,000円 年間の予算配分：3灯分 ※修繕対象は明暗センサー	変更なし
新設	・ 1灯上限 30,000円 年間の予算配分：2灯分 ・ 専用柱上限 60,000円 年間の予算配分：1本分	変更なし
LED化	・ 無し	・ 1灯上限 22,000円 年間の予算配分：18ページ記載 一覧表のとおり

### (2) 制度適用日

①取替・明暗センサーの修繕：令和4年11月から申請受付中

※令和4年4月1日以降に取替・明暗センサーの修繕を行ったものが対象。

②新設：令和5年4月1日から

③LED化：令和5年11月から申請受付

※令和5年4月1日以降に蛍光灯等のLED化（LED防犯灯に取替）を行ったものが対象。

### (3) 制度対象の防犯灯

#### ①取替・明暗センサーの修繕

- ・故障した LED 防犯灯を取替・修繕する場合。
- ・故障していないが、設置から 9 年を経過した LED 防犯灯を取替える場合。  
※ただし「②新設」の基準を参照に、改めて必要性を確認してください。

#### ②新設

- ・LED 防犯灯を新たに設置する場合。
- ・原則として、周辺 25m 以内に防犯灯がない箇所に設置すること。
- ・公衆のために一般道路等に照明用として設置するものであること（特定の施設等の照明用として設置するものは対象外）。

#### ③LED 化

- ・LED 以外（蛍光灯・水銀灯等）の防犯灯を LED 防犯灯に取り替える場合。  
※経年数や不具合の有無等の制限無し。  
※ただし「②新設」の基準を参照に、改めて必要性を確認してください。

### (4) 取替補助制度の予算について

平成 25 年度から平成 29 年度までの間に防犯灯 LED 化補助により設置した LED 防犯灯を、令和 4 年から令和 13 年度までの 10 年間で全灯取り替えられる計画としています。また、取替補助制度については、各支部において各年度の予算配分が異なりますので、17 ページの「各支部における取替補助制度の予算」をご参照ください。

なお、この 10 年間の予算計画については、今後、補助の実施とともに故障の頻度等のモニタリングと検証を行い、概ね 3 年毎に各年度予算等の見直しを検討する予定です。

### (5) LED 化補助制度の予算について

令和 5 年 4 月～6 月に実施した「自治会等で管理する防犯灯の実態調査」に基づいた予算配分としています。また、LED 化補助制度については、該当する支部のみであり、該当支部ごとの各年度の予算配分が異なりますので 18 ページの「該当支部における LED 化補助制度の予算」をご参照ください。

### 3. 申請手続の手順

#### 1. 各支部

- ①取替等が必要な防犯灯を把握
- ②工事・補助申請の順位を決定

※各自治会等は、管理している防犯灯の状態（故障の有無）や設置年度、これまでの補助の利用状況などを確認の上、工事を行う防犯灯を選定し、時期（年度）や優先順位を決めて申請を行ってください。

#### 2. 補助金の交付申請

- ①申請書（様式1）に必要事項を記入（位置図・見積書を添付）。
- ②支部長を通じて枚方市防犯協議会事務局に申請書等を提出。

※交付決定すれば、支部長を通じて自治会等に決定通知（様式2）を送付します。

#### ●様式1と様式3への電柱番号の記載について

様式1と様式3には電柱番号の記載をお願いいたします。

電柱番号は、電柱に貼ってある「電柱番号札」のとおりです。

関西電力の電柱番号は、「漢字（東、西、南、北）と数字」や「アルファベット（E、W、S、N）と数字」で記載されています。「R、Lと数字」で記載されている番号は、NTTの電柱番号札です。

#### 3. 工事実施

自治会等から電気工事店に施行を依頼してください。

併せて、関西電力への契約開始手続などが必要ですので、申請団体で手続きしてください。

#### ●関西電力への手続

公衆街路灯の契約開始手続には、電気工事店から「インターネット低圧工事申込み」（<https://biz.kepco.jp/construction/teiatsu/>）を行っていただく必要があります。

#### ●NTT西日本への手続

NTT電柱に防犯灯を設置する場合、NTT西日本に対し追加申請（<https://www.ntt-west.co.jp/tenga/>）が必要です。

#### 4. 補助金の実績報告

①申請書（様式3）に必要事項を記入（位置図・領収書・通帳コピー・工事後写真※を添付）。

※写真については、データでの提出もできます。その場合は、申請団体名、申請者、電柱番号、申請日等がわかるようにEメール（宛先：[kikikanri@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kikikanri@city.hirakata.osaka.jp)）で提出ください。

②支部長を通じて枚方市防犯協議会事務局に申請書等を提出。

※提出期限は原則、毎年3月31日まで

※補助金が確定すれば、支部長を通じて自治会等に確定通知（様式4）を送付し、指定口座に振込します。

#### 5. 申請書類の保存

下記書類を補助金交付年度の翌年度から起算して5年間保管※してください。

※申請団体において将来に渡りLED防犯灯の維持管理が行われること等から、特別な事情がない場合は、最大10年間の保管に努めていただくようお願いします。

①必須で保存するもの

補助金を活用した内容がわかる通帳または出納帳

（枚方市防犯協議会からの補助金の入金及び防犯灯新設や取替等で事業者等への支払記録が入ったもの）

②可能な限り保存していただきたいもの

申請書一式（写し・データでの保存も可）

（様式1～4及びその添付書類（地図や領収書など））

#### 6. その他

・故障した場合など早急に対応が必要な場合は事務局にお問い合わせください。

・設置場所が市道や府道などの場合、各道路所管部署（市の道路公園管理課等）へ道路占用許可の申請が必要になることがあります。

・防犯灯を私有地に設置する場合は私有地の所有者に対し、設置可否についてご確認ください。

## 4. 質疑応答集

### 1. 予算に関すること

Q 1	各支部に割り当てられた予算の使い方について、例えば 10 灯分の内訳で予算計上されていたとしても、1 灯あたりの設置費用を補助上限額より安く抑えることができた場合、予算の差額を 11 灯目等の取替費用に充当することは可能ですか？
-----	--

可能です。明暗センサーの修繕・新設も同様の考え方です。

●取替

例：〇〇支部 令和 4 年度 取替予算 22 万円 (22,000 円×10 灯想定)

➡実際費用が 1 灯 20,000 円の取替費用×11 灯でも可能

●明暗センサーの修繕

各支部、1 灯上限 5,000 円×3 灯分

➡実際費用が 1 灯 3,750 円×4 灯でも可能

●新設

・防犯灯：各支部、1 灯上限 30,000 円×2 灯分の予算

➡実際費用が 1 灯 20,000 円×3 灯でも可能

※灯数を増やすことは可能ですが、専用柱の年度予算（専用柱 60,000 円上限×1 本分）を防犯灯に充てることはできません。

●LED 化

・翌年度 LED 化予定分を前倒しで実施することは可能。

※補助種別を超えて活用することはできません。

例) LED 化用配分予算に余裕があっても、新設に充てることはできません。

Q 2	取替補助について、ある年度に、割り当てられた予算を全額使用して取替したが、更に LED 防犯灯が故障したため、同年度に一旦自費で取替をしようと思っているが、翌年度の予算で補助の対象としてもらえますか？
-----	--



Q2のように、当該年度の予算を超えてLED防犯灯の故障が発生する等、やむを得ず自治会等が一旦費用負担して取替を行った場合については、翌年度の予算で補助の対象とする考えです。

また、予算の使い方については、例えば、年度前半では既に故障したLED防犯灯の取替に充当し、年度後半では設置から9年を経過するLED防犯灯の取替に充当するなど、各支部においても予算活用の工夫をお願いします。

例：〇〇支部 令和4年度 取替費用の予算：22万円

1灯22,000円の防犯灯を10自治会で1灯ずつ取替して予算を使い切った。その後、令和4年度中に追加で1自治会から1灯22,000円を取替希望があった。

⇒自治会等でまず費用を支払って故障した防犯灯の取り替えをしていただき、翌年度に申請すれば翌年度予算内で補助可能。（※領収書等を翌年度まで大切に保管しておいてください）

Q3	令和4年度までの新設補助制度では、9月末時点で各支部が使っていない予算を一度集約した上で、需要のある支部へ再配分されていますが、今後、同じように予算の再配分が行われますか？
----	--

この補助制度（新設・取替・明暗センサーの修繕・LED化）においては、年度ごと各支部に予算配分を行い、その後の再配分は行いません。

## 2. 補助額に関すること

Q1	明暗センサーの故障が原因でLED防犯灯が点灯しなくなったため、修繕補助5,000円の補助を受け、明暗センサーのみ取替えたところ、LED防犯灯は点灯するようになったが、その後、本体の故障で再び点灯しなくなったので、改めて取替補助制度を活用したいと思っています。この場合の取替補助額は、先に活用した修繕補助額分を減額されることなく上限額22,000円まで補助してもらえますか？
----	--

明暗センサーの修繕が必要となった事象と本体の故障により取替が必要となった事象は区別して取り扱い、取替補助の上限額は22,000円といたしますが、明暗センサーの修繕と本体取替のどちらで対応することが適切であるか、案件ごとに十分ご検討いただくなど、効果的に制度が利用できるようご協力

をお願いいたします。

また、明暗センサーは、関西電力が設置しているケースが多く、その場合には関西電力が無償で修繕等の対応をしていると伺っていますので、LED 防犯灯の不具合が発生した場合は、まず「関西電力送配電」に問い合わせし、ご相談いただくようお願いいたします。（現場確認のための出張費等費用も発生しないとお聞きしています。）

#### ●問い合わせ方法

電話（0800-777-3081）での問い合わせ、または関西電力送配電ホームページ内のチャット機能を使用して問い合わせすることができます。

Q 2	取替と同時に明暗センサーも一緒に取替えた。その場合の補助上限額は27,000円（取替22,000円+明暗センサーの修繕5,000円）になりますか？
-----	---

修繕の補助対象は、明暗センサーのみ不具合が生じた場合を想定しています。防犯灯本体の取替と修繕同時に行った場合は、取替補助の上限22,000円のみが適用されます。

なお、上記Q1のとおり明暗センサーは、関西電力が設置しているケースが多いため、まず「関西電力送配電」に問い合わせし、ご相談いただくようお願いいたします。自治会で明暗センサーを取替えた場合、今後関西電力で修理対応してもらえない可能性がありますのでご注意ください。電話（0800-777-3081）での問い合わせ、または関西電力送配電ホームページ内のチャット機能を使用して問い合わせすることができます。

### 3. 補助対象の考え方

Q 1	補助対象となるLED 防犯灯の性能等の条件はありますか？
-----	------------------------------

防犯灯の性能には「明るさ」が重要となるため、公益社団法人日本防犯設備協会がRBSS LED 防犯灯目録に記載している光特性「SSランク」または「Sランク」と性能表示されている製品と同等のものを推奨しております。これ以上の明るさ性能を持つ製品は対象外ではありませんが、費用が補助上限額を超えることも考えられ、超えた金額は自治会等の負担となります。

また、環境配慮を目的として LED 化を進めてきたことから、消費電力が 10 ワットまでの製品を推奨するものです。

※当該補助制度を活用した LED 防犯灯の電気料金の補助については、1 灯 10 ワット未満までの料金での補助となります。

Q 2	故障した LED 防犯灯を取り替える際、別の場所に移した場合、補助の対象となりますか？
防犯灯の「移設」扱いのため、原則として補助対象外とします。ただし、設置にかかる部分は新設補助金を活用できます（撤去費用は新設・取替・LED 化のいずれも補助対象となりません）。	

Q 3	取替・明暗センサーの修繕・LED 化補助について、当該補助を利用して取替・修繕等した LED 防犯灯が、2～3 年後に故障したような場合、再度補助制度を利用して取替・修繕することはできますか？
<p>基本的な考え方として、LED 防犯灯が故障した際は、まちの灯りを維持する観点から設置及び取替した時期に関わらず補助の対象としますが、まずは自治会等でメーカーや電気工事店の保証対応が可能かどうか、ご確認いただくようお願いします。</p> <p>また、当初の新設・取替時に、長期保証を受けるための費用を支払った場合、この費用についても補助対象となります（※補助額の上限に変更はありません）。</p> <p>例 1：令和 5 年に LED 防犯灯を新設したが、令和 11 年に故障した。 例 2：取替した LED 防犯灯が 1 年後に自然災害等の不測の事態により再び故障した。</p> <p>➡例 1・例 2 とも取替補助の対象とします。</p>	

Q 4	明暗センサーの修繕補助はどのように活用するものですか？
自治会等へのアンケート調査では、LED 防犯灯が故障した際の対応として、	

明暗センサーだけを修繕したとの回答が一定数あったことから、このようなケースにも対応できるよう、補完的に明暗センサーを修繕するための費用補助を設けています。

なお、明暗センサーの修繕については、関西電力が設置したものについては、関西電力で修理が可能と伺っていますので、事前に関西電力にご確認をお願いします（「2. 補助額に関すること」のQ1を参照）。

注：電気工事店に修繕を依頼したところ、関西電力が設置した明暗センサーであったため関西電力が修理対応し、電気工事店からいわゆる「手間賃」だけを請求された、という事例があります。この「手間賃」は補助の対象となりますが、本補助制度の効率的な運用に向け、前段に記載のとおり修繕の着手前に関西電力へのご確認をお願いします。

Q5	清掃作業、写真代、電気工事店への振込手数料は補助の対象となりますか？
<p>清掃作業は補助の対象とはなりません。この補助制度は自治会等が防犯灯のLED化及び新設、修繕することを支援するためのものであり、日常の維持管理への対応を目的とするものではありません。</p> <p>写真代は補助申請の必要経費として補助対象としますが、電気工事店への振込手数料は直接的な必要経費ではありませんので、補助対象とはなりません。</p>	

Q6	補助を活用してLED防犯灯の取替等を円滑に進めていくためには、どのような事に配慮すればよいでしょうか？（優先して取替する防犯灯について等）
<p>各支部に配分する予算を効果的に活用していただくため、できる限り既に故障して不点灯となっている防犯灯の取替を優先していただくようお願いします。また、LED防犯灯の経年劣化等による故障にあらかじめ対応する観点から、設置から9年を経過した防犯灯から計画的に取替を進めることにもご配慮ください。なお、アンケート調査で蛍光灯・水銀灯の防犯灯があると回答された該当する自治会等においては、令和6年度までのLED化を計画していただくようお願いします。</p>	

#### 4. 補助申請手続に関すること

Q 1	LED 防犯灯の取替等を行う際に、対象とする灯数などによっては、自治会等が前もって費用を電気工事店に支払うことが難しいケースも出てくるのではないかと思います。その場合、電気工事店からの請求書を申請書の添付書類として補助申請することはできませんか？
-----	---

請求書の添付でも可能としますが、この場合には最終的に支払った金額を確認する必要があるため、後日、領収書の提出を求めます。

また、金融機関の取扱票（ご利用明細票）で電気工事店名・金額が確認できるものは、領収書の代わりとして取扱います。なお、振込受付書については、電気工事店名・金額の記載の他に金融機関の受付印があるものを可とします。

Q 2	補助申請に係る写真撮影等を行う際、偶然に起きた事故でケガ等を負った場合、自治会等で加入する市民公益活動補償保険から保険金を受け取ることはできますか？
-----	--

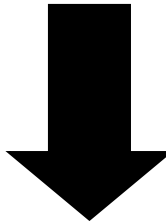
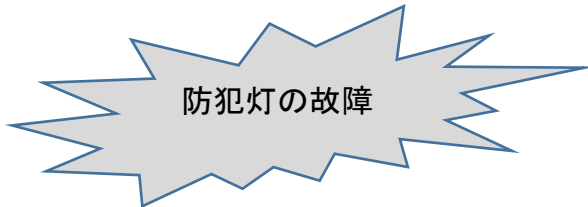
補助申請に係る写真撮影等を行う場合においても、市民公益活動補償保険から保険金が支給される場合がありますので、事故が発生した場合、まずは防犯協議会事務局にご連絡ください（請求手続については枚方市市民活動課で受付）。なお、あらかじめ事業計画等に記載されていることが必要となりますので、詳細は市民活動課（電話 072-841-1273）にご確認ください。

※保険の請求には、事故発生日の属する月の翌月までに、市民活動課へ所定の報告書を提出する必要があります。事故が起こった場合は速やかに防犯協議会事務局へご連絡ください。

## 5. 故障時の対応フロー

### (1) フロー

※  内が、自治会等に行っていただくことになります。



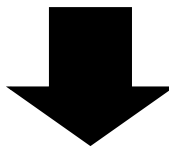
原因として明暗センサーの不具合が疑われる場合  
例) ・周囲が明るくなくても点灯したまま  
・周囲が暗くなっているのに点灯しない

#### ● 関西電力送配電に確認を依頼

明暗センサーは、関西電力が設置しているケースが多く、その場合には無償で対応しているため。詳細は次頁をご参照ください。



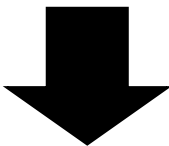
関西電力送配電が対応し  
不具合が解消



原因が明暗センサーの  
不具合ではなかった場合

#### ● 補助金の交付申請

「修繕」「取替」を検討し、申請書（様式1）を提出。  
（詳細は「3. 申請手続きの手順」参照）



申請内容の審査後、防犯協議会事務局から、支部長を通じて決定通知書（様式2）を送付します。

#### ● 工事実施



#### ● 補助金の実績報告

申請書（様式3）を提出。（詳細は「3. 申請手続きの手順」参照）

防犯協議会事務局から、支部長を通じて確定通知書（様式4）を送付します。

## (2) 関西電力への連絡方法

防犯灯が点灯しない場合、関西電力所管の昼夜を感知するセンサーの不具合が原因の場合があります。

関西電力所管の部分の場合は、関西電力で対応してもらえます。現場確認したうえで、関西電力所管の部分の不具合が原因でなかった場合でも、出張費などの費用は発生しません。

防犯灯の不具合が発生した場合は、いったん関西電力送配電にお問い合わせください。

### ●お問い合わせ方法

電話（0800-777-3081）または

関西電力送配電ホームページ内のチャット機能

### ●チャット機能の使い方



関西電力送配電のホームページで使えます。

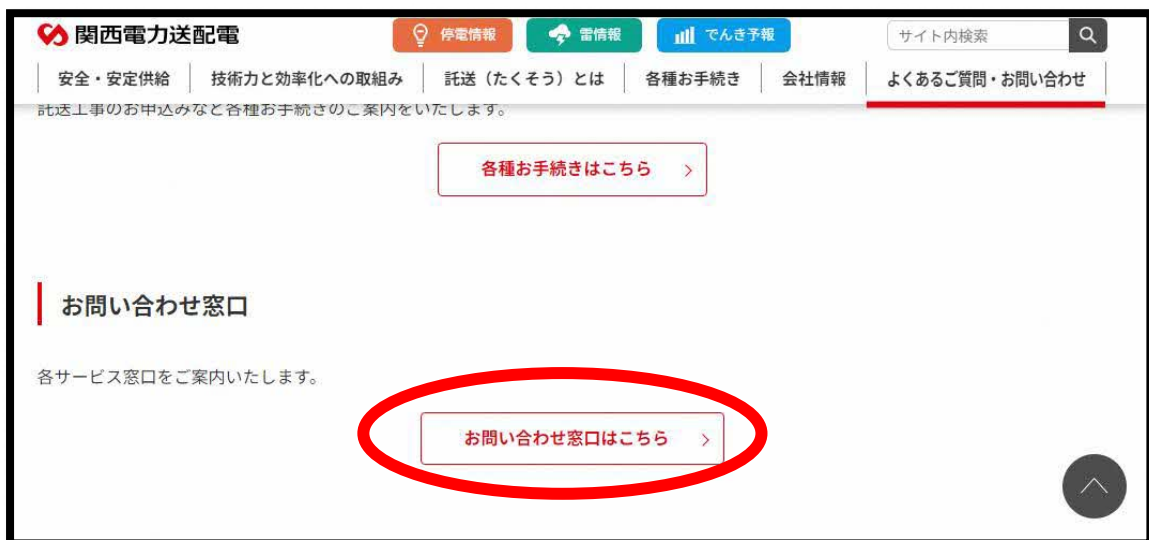
[www.kansai-td.co.jp](http://www.kansai-td.co.jp)

チャットの手順は裏面をご覧ください。

※関電のホームページ更新等により、実際の画面と異なる場合がありますのでご了承ください。



次の画面で下の方までスクロール





関西電力送配電

停電情報 雷情報 でんき予報

サイト内検索

安全・安定供給 | 技術力と効率化への取組み | 託送（たくそう）とは | 各種手続き | 会社情報 | **よくあるご質問・お問い合わせ**

### チャットでのお問い合わせ **おススメ!!**

以下の内容についてはチャットでのお問い合わせが便利です。

- 家の電気が消えてしまった
- 電柱に鳥が巣を作っている
- 電柱や電線に樹木が接触している
- 電線にビニール袋が引っかかっている
- 電線が垂れ下がっている

いつでもお好きな時間にご利用いただけます。

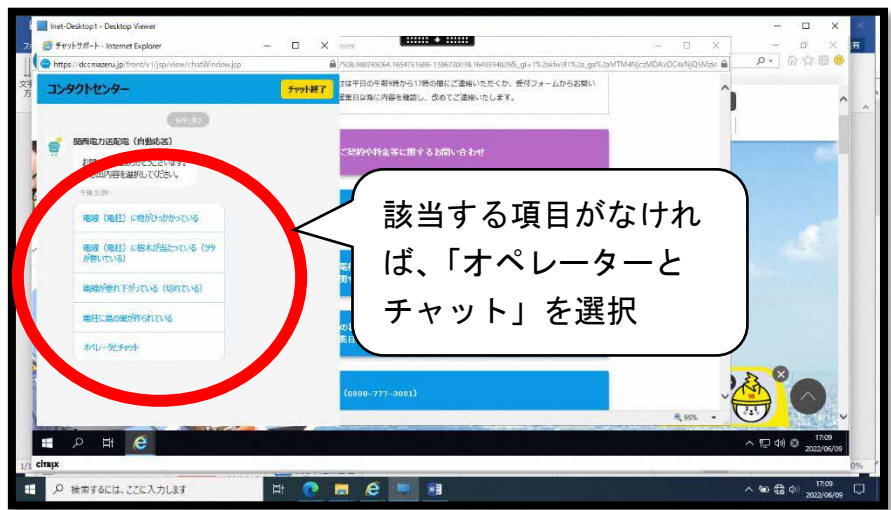
電話よりもスムーズでスピーディ！スマホで気軽に問い合わせができ、写真も送れます。

[お問い合わせはこちら](#) >

近所の電気は点いているのに、自宅のみ電気が消えているのですが？

- 停電のお問い合わせ（チャット）
- 電線・電柱などの設備に関するお問い合わせ（チャット）**
- その他のお問い合わせ（チャット）

関西電力グループ  
power with heart  
個人情報保護方針



※オペレーターとのチャット画面から、不具合が発生している内容や防犯灯の所在地や電柱番号などを、電話で話していただく内容を文字で入力し、オペレーターとやり取りを行っていただきます。



【参考】該当支部におけるLED化補助制度の予算

◆想定予算： 1灯上限 22,000 円×想定灯数

支部	想定灯数(灯) R6 ➡	想定予算 (円) R6
枚二	1	22,000
桜丘北	1	22,000
西長尾	11	242,000
小倉	1	22,000
津田	8	176,000
牧野	78	1,716,000
樟葉南	3	66,000
菅原東	3	66,000
禁野(旧中宮北)	4	88,000
予備	63	1,386,000
合計	173	3,806,000

令和 年 月 日

枚方市防犯協議会会長

申請団体  
 (自治会名) 名称  
 (代表者) 住所  
 氏名  
 連絡先

印

## LED 防犯灯新設等補助金交付申請書

↙ 該当するものに○をつける

下記のとおり防犯灯を〔新設・取替・明暗センサーの修繕・LED化〕したいので、枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項第3条の規定により補助金の交付を申請します。

記

↓ 該当するものに○をつける

## 1. 防犯灯の新設・取替・修繕・LED化に係る交付申請額

	住所地	電柱番号	規格	費用実額 (予定額) ※	種別	前回設置・開発移管時期 前回補助年度
1			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
2			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
3			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
4			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
5			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
合 計				円		

※ただし、交付上限額は、新設1灯30,000円(専用柱新設時は60,000円を加算)、取替・LED化1灯22,000円、明暗センサーの修繕1灯5,000円です。

## 2. 添付書類

- ①位置図(地区内防犯灯の全体図に新設・取替・修繕・LED化予定場所を明記したもの)  
 ※データ管理を行うため、手書きの地図ではなく、既成の地図に記入してください。
- ②費用を証する書類(見積書等)

(裏面に続く)

### 3. 許可手続きについて

設置にかかる道路占用許可等、各種必要な許可を受けること。許可申請は、申請団体で行うこと。

### 4. その他

新設・取替・修繕・LED化のいずれにおいても、新設の設置基準①原則、概ね25m間隔で設置すること、②公衆のために一般道路等に照明用として設置するもの（特定の施設等の照明用として設置するものは対象外）の2点に照らし合わせ、改めて当該LED防犯灯の必要性の検討をお願いします。

必要性を検討した。（を入れてください。）

# 記入例

●●●●● 支部長 ㊟

令和●●年●●月●●日

枚方市防犯協議会会長

申請団体

自治会名) 名称 ●●●●●自治会

(代表者) 住所 枚方市●●町●●丁目●●番●●号

氏名 枚方 太郎 印

連絡先 090-XXXX-XXXX

## LED防犯灯新設等補助金交付申請書

該当するものに○をつける

下記のとおり防犯灯を〔新設〕〔取替〕〔明暗センサーの修繕〕〔LED化〕したいので、枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項第3条の規定により補助金の交付を申請します。

記

該当するものに○をつける

### 1. 防犯灯の新設・取替・修繕・LED化に係る交付申請額

	住所地	電柱番号	規格	費用実額 (予定額) ※	種別	前回設置・開発移管時期 前回補助年度
1	枚方市大垣内町2丁目1番20号	枚方 10N1S2W3	9W	24,000円	新設・取替 修繕・LED化	設置 H25年 開発 年 前回補助 H25年
2	枚方市車塚1丁目1番1号	ヒラカタ 10北 1南2西3	8W	20,000円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 H26年 前回補助 年
3	枚方市西船橋2丁目3-2	楠葉 3N2S2W5	9W	33,000円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
4	枚方市津田北町2丁目25-1	津田 18北2南 4西5	8W	5,980円	新設・取替 修繕・LED化	設置 R4年 開発 年 前回補助 R4年
5			W	円	新設・取替 修繕・LED化	設置 年 開発 年 前回補助 年
合 計				82,980円		

※ただし、交付上限額は、新設1灯30,000円(専用柱新設時は60,000円を加算)、取替・LED化1灯22,000円、明暗センサーの修繕1灯5,000円です。

### 2. 添付書類

- ①位置図(地区内防犯灯の全体図に新設・取替・修繕・LED化予定場所を明記したもの)  
※データ管理を行うため、手書きの地図ではなく、既成の地図に記入してください。
- ②費用を証する書類(見積書等)

(裏面に続く)

### 3. 許可手続きについて

設置にかかる道路占用許可等、各種必要な許可を受けること。許可申請は、申請団体で行うこと。

### 4. その他

新設・取替・修繕・LED化のいずれにおいても、新設の設置基準①原則、概ね25m間隔で設置すること、②公衆のために一般道路等に照明用として設置するもの（特定の施設等の照明用として設置するものは対象外）の2点に照らし合わせ、改めて当該LED防犯灯の必要性の検討をお願いします。

必要性を検討した。（を入れてください。）



令和 年 月 日

様

枚方市防犯協議会会長

### LED 防犯灯新設等補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで、補助金交付申請のあった件について下記の条件を付して補助金を交付することに決定しましたので、枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項第6条の規定により通知します。

#### 記

1. 補助額                      円 ※詳細は裏面
2. 補助金名            LED 防犯灯新設等補助金
3. 交付条件            次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を停止し、又は補助金の返還を求めることがある。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他「枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項」に違反したとき。
  - (3) 補助事業の成績が不良と認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、枚方市防犯協議会が適当でないと認めたとき。
  - (5) LED 防犯灯新設等補助金実績報告時に、請求書を添付した場合は、取得次第領収書を提出すること。その際、LED 防犯灯新設等補助金確定額より領収額が下回った場合は、返還すること。
  - (6) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。なお、特別の事情がない場合は、最大10年間の保管に努めるものとする。

【補助金確定の内容】

	場 所	補助額	種別	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

令和 年 月 日

枚方市防犯協議会会長

申請団体  
 (自治会名) 名称  
 (代表者) 住所  
 氏名 印  
 連絡先

## LED 防犯灯新設等補助金実績報告書

← 該当するものに○をつける

防犯灯を〔新設・取替・明暗センサーの修繕・LED化〕しましたので、枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項第13条の規定により実績報告書を提出します。つきましては、下記のとおり補助金を請求しますので、口座への振り込みを依頼します。

記

1. 請求金額 合計 円 ※

※請求金額の上限は、新設1灯30,000円(専用柱新設時は60,000円を加算)、取替・LED化1灯22,000円、明暗センサーの修繕1灯5,000円です。上限以下の金額を記載してください。

## 2. 振込先

金融機関名	銀行・農協・郵貯 信用金庫・信用組合							
店名	本店・支店・支所・出張所							
口座種別	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ( )							
口座番号								
フリガナ								
口座名義人								

## 【添付書類】

- ①上記内容が確認できる通帳の見開き部分の写し  
 ②位置図(地区内防犯灯の全体図に新設・取替・修繕・LED化を正確に明記したもの)  
 ③費用を証する書類(領収書等) ④新設・取替・修繕・LED化後の防犯灯の写真  
 (裏面に続く)

番号	場 所	電柱番号	規格	費用実額	補助額 ※事務局が記入	備 考
1			W	円	円	
2			W	円	円	
3			W	円	円	
4			W	円	円	
5			W	円	円	
6			W	円	円	
7			W	円	円	
8			W	円	円	
9			W	円	円	
10			W	円	円	
合計			灯	円	円	

# 記入例

(様式3)

●●●● 支部長 印  
令和 ●年 ●月 ●●日

枚方市防犯協議会会長

申請団体

(自治会名) 名称 ●●●●自治会  
(代表者) 住所 枚方市 ●●町 ●丁目 ●番 ●号  
氏名 枚方 太郎 印  
連絡先 090-XXXX-XXXX

## LED 防犯灯新設等補助金実績報告書

← 該当するものに○をつける

防犯灯を〔新設・取替・明暗センサーの修繕・LED化〕しましたので、枚方市防犯協議会LED防犯灯新設等補助金交付要項第13条の規定により実績報告書を提出します。つきましては、下記のとおり補助金を請求しますので、口座への振り込みを依頼します。

記

1. 請求金額 合計 77,000 円 ※

※請求金額の上限は、新設1灯30,000円(専用柱新設時は60,000円を加算)、取替・LED化1灯22,000円、明暗センサーの修繕1灯5,000円です。上限以下の金額を記載してください。

2. 振込先

金融機関名	●●●● 銀行・農協・郵貯 信用金庫・信用組合
店名	●●●● 本店 ●支店・支所・出張所
口座種別	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ( )
口座番号	X X X X X X X X
フリガナ	●●●● ジチカイ
口座名義人	●●●● 自治会

別紙参照

### 【添付書類】

- ① 上記内容が確認できる通帳の見開き部分の写し
- ② 位置図(地区内防犯灯の全体図に新設・取替・修繕・LED化を正確に明記したもの)
- ③ 費用を証する書類(領収書等) ④ 新設・取替・修繕・LED化後の防犯灯の写真

(裏面に続く)

## 【令和4年11月設置済分】

内 訳

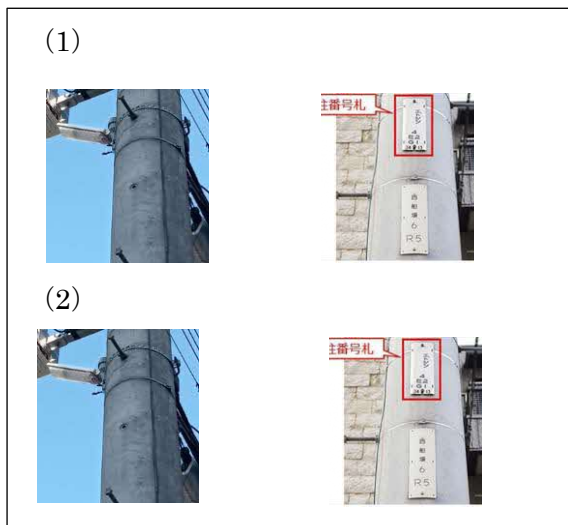
番号	場 所	電柱番号	規格	費用実額	補助額 ※事務局が記入	備 考
1	枚方市大垣内町2丁目1番20号	枚方 10N1S2W3	9W	24,000円	円	
2	枚方市車塚1丁目1番1号	ヒラカタ 10北1南2西3	8W	20,000円	円	
3	枚方市西船橋2丁目3-2	楠葉 3N2S2W5	9W	33,000円	円	
4	枚方市津田北町2丁目25-1	津田 18北2南4西5	8W	5,980円	円	
5			W	円	円	
6			W	円	円	
7			W	円	円	
8			W	円	円	
9			W	円	円	
10			W	円	円	
合計			4灯	82,980円	円	

【別紙】写真の例



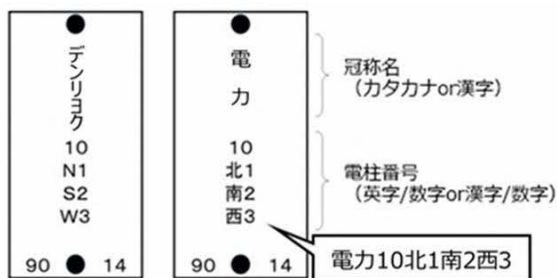
- ・写真の撮影時は昼夜問いません。新設または取替・修繕・LED化済の防犯灯が映るように撮影してください。
- ・電柱番号（右図）の写真についてもお願いします。
- ・防犯灯と電柱番号が同一に映ることが困難な箇所もありますので、別々に撮影していただいても可です。
- ・写真についてはEメールによるデータ提出も可能とします。その際は申請団体、申請者、申請日が分かるよう、明記してください。
- ・複数の防犯灯の写真を同一ページに掲載することも可です。

(例)



写真は防犯灯本体が明瞭にわかるサイズで提出して下さい

(参考) ※電柱番号について



関西電力送配電の電柱番号札は「漢字（東、西、南、北）と数字」や、「アルファベット（E、W、S、N）と数字」で記載しています。「R、Lと数字」で記載されている番号札は、NTTの電柱番号札です。

令和 年 月 日

様

枚方市防犯協議会会長

### LED 防犯灯新設等補助金確定通知書

令和 年 月 日付で、実績報告のあった件について、下記とおり補助額を確定しましたので、枚方市防犯協議会 LED 防犯灯新設等補助金交付要項第15条の規定により通知するとともに、依頼のあった口座に振り込みます。

#### 記

1. 補助額 円（振込予定日：令和 年 月 日）
2. 補助金名 LED 防犯灯新設等補助金  
〔新設・取替・明暗センサーの修繕・LED化〕